

平成23年10月6日

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋 殿

扶桑町長 江戸 満

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書について

みだしの件について、下記のとおり回答します。

★【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

回答【健康福祉部長】

地方自治の本旨に則り、住民の福祉の増進を図ることを基本にして、限られた財源の中で社会保障施策の充実に向け総合的かつ計画的に実施してまいります。

②税滞納世帯等への行政サービス制限は行わないでください。

回答【健康福祉部長】

税滞納世帯等への行政サービス制限条例の制定の予定はありません。

③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

回答【税務課】

町税の滞納者への徴収は、他の納税完納者との公平性を確保するためにも必要なことであり、機構に派遣される県職員等と協働して滞納整理を進めるものです。また、徴収の知識、技術の向上も図れるため、機構に参加する意義は大きなものがあると判断しています。

また、地方税法第15条の適用等については、適正に行っています。

★【2】地震被害などに対応できる福祉・防災のまちづくりについて

①職員を適正に配置し、いつでも必要な住民サービスが提供できる自治体にしてください。

回答【総務課】

職員の適正配置に努め、サービスの向上に努めます。

②防災計画を、マグニチュード9を想定して見直し、市町村独自の対策を講じてください。

回答【総務課】

被害想定など地域防災計画を策定する上での最重要事項については、愛知県防災計画と整合性をとりながら見直しをしていきます。また、町独自で見直しできる部分については、見直しを進めていきます。

③小中学校などの耐震化の促進、食料・水などの備蓄の強化、防災拠点の耐震化をはかってください。個人宅の耐震化についても促進をはかる施策を充実してください。

回答【総務課・学校教育課】

小中学校の耐震化については、平成21年度に完了しております。災害備蓄品については、乾パン・クラッカーなど約34,000食を備蓄しています。
個人住宅の耐震化については、耐震改修の前提となる耐震診断を対象全世帯を訪問しPRに努めています。

④避難所のバリアフリー化をすすめてください。

回答【総務課】

今後、検討していきます。

⑤集団での避難生活が困難な高齢者・障がい者(児)、特別な介護を含む援助が必要な高齢者・障がい者(児)のための福祉避難所を整備・拡充してください。

回答【総務課・介護健康課・福祉児童課】

現在、関係各課と検討中です。

⑥災害拠点病院の強化拡充をはかってください。

回答【介護健康課】

近隣市町村及び関係医師会等と強化拡充について協議していきたいと考えております。

⑦防災マップの見直し、避難経路の確保等を進めてください。

回答【総務課】

防災計画の見直しとあわせ検討していきたいと考えます。

⑧防災教育を徹底してください。

回答【総務課】

自主防災会などと協力しながら行っていきます。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

★①介護保険料を引き下げてください。また、負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設置してください。

回答【介護健康課】

国庫、県費等の歳入見込と給付等の歳出見込により保険料必要額を今後算出しますが、介護給費準備基金の取り崩しを行い保険料上昇を抑えたいと考えます。

現在の平成21年度から保険料負担段階は第9段階で設定しており、原則基準より細分化しております。平成24年度以降もこれを踏まえ検討していきたいと考えます。

②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

回答【介護健康課】

生活保護法第8条に規定する基準に相当する世帯に属している場合に保険料の減免制度を実施しております。

住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮については、平成21年度より負担能力に応じた負担を求める観点から所得段階を7段階から9段階とし、軽減拡大の対応をしております。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

回答【介護健康課】

利用料の減免については、社会福祉法人減免制度により低所得者対策を進めています。

★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

回答【介護健康課】

介護予防サービス、地域支援事業は現行実施しているサービスを法令等の範囲内で実施していきたいと考えます。

平成24年度から市町村判断により実施する事業についての法令が整備されましたが、現在のところ未定です。

★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

回答【介護健康課】

小規模特別養護老人ホームを平成24年度開設予定です。

低所得者等の入所確保のための助成制度は現在のところ考えておりません。

★⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

回答【介護健康課】

中学校区毎での設置は現在のところ考えておりません。

委託費については、地域事情、事業量、法改正等の動向を踏まえ適時検討したいと考えます。

⑦介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

回答【介護健康課】

県関係機関の指導協力のもとに、介護労働者の処遇等が適正に実施されるよう指導等していきたいと考えています。

(2)高齢者福祉施策の充実について

★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

回答【介護健康課】

買い物などの多様な生活支援については、特定(虚弱)高齢者において、介護保険要支援対象者に準じ、ホームヘルプ事業により対応しております。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

回答【介護健康課】

巡回バスは実施していませんが、80歳以上の方及び40～79歳の介護認定者を対象に、年36枚のタクシーチケットを交付しています。(80歳以上の方で介護認定者には、さらに24枚追加の交付もあります)

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

回答【介護健康課】

閉じこもり予防のために町単独事業の「宅老事業」や「デイサービス事業」の利用を促し高齢者の自立を図っていくよう努めております。また、地域主体の自立事業としての推進も図り地域開設当初については、社会福祉協議会に宅老スタッフを概ね1年間定期的に派遣し、起動にのるよう努めております。

よって、助成金制度は考えておりません。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

回答【介護健康課】

高齢者の生活者の視点に立って、だれもが安心して暮らすことのできる良好なバリアフリーなどの住環境や居住水準の向上は必要ですが、高齢者住宅の公営整備することは、財政上困難であります。ただし、持ち家の高齢者の方を対象に介護認定者、特定高齢者には住宅改修費支給、住宅改善事業費助成事業があり住み慣れた住まいのなかで住環境が向上するよう対応に努めております。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

回答【介護健康課】

配食サービスは、月曜から土曜日の週6回(夕食)実施しています。また、盆休み・年末年始も実施しており、声かけ等しながら高齢者の見守り等十分配慮しながら実施しております。助成や自己負担額引下げは考えていません。(参考 社会福祉協議会において、一人暮らし老人、高齢者世帯等を対象に、ボランティアによる会食、配食サービスを実施しています。)

(3)障がい者控除の認定について

★①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

回答【介護健康課】

主として介護度1～3を障害者(所得税法施行令第10条第1項第7号該当)、介護度4、5を特別障害者(所得税法施行令第10条第2項第6号該当)と位置づけ、さらに個別に意見書、調査票から判断し対象者を認定しております。

★②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

回答【介護健康課】

該当者に個別に「障害者認定書」を発行しております。

2. 高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

回答【住民課】

現在、国による後期高齢者医療制度の改革が議論されているところであり、様子を見守りたいと考えています。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしな

いでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

回答【住民課】

発行していません。

3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。また、自己負担を設けている自治体はなくしてください。

回答【住民課】

現在の基準においても子ども医療費の伸びが著しいため、町単独で拡大が可能かどうかについては、現在慎重に検討しているところです。

②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

回答【介護健康課】

平成21年4月から産前7回を14回に拡大し、原則無料で受診できるようにしています。また、産後検診につきましては、近隣市町の状況をふまえ、今後検討していきたいと思えます。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくし、支給内容を拡充してください。

回答【学校教育課】

○就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下に

【回答】

就学援助制度については、国の基準に準じています。

○申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けを

【回答】

受付窓口は、学校・町窓口のどちらでも受け付けしています。

○申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。

【回答】

民生委員の証明は、行っていません。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

回答【学校教育課】

学校給食法第11条の規定に基づき、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担でお願いします。

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

回答【住民課】

国民健康保険制度の安定化を図るため、都道府県単位化を検討していただきたいと考えております。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

回答【住民課】

一般会計からの繰入額は、平成15年度から減額とらないようにしており、被保険者数が減少する中、一人当たりの補助額は増加しております。

医療費の増加も見込まれますが、保険料(税)は引き上げない方向で検討しております。低所得者の方に配慮し、今年度より6割・4割から7割・5割・2割へと軽減を拡大しました。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

回答【住民課】

現在、厚生労働省において均等割軽減策についても検討がなされているところであり、国の制度によって対応していきたいと考えております。

町単独で、一般会計による減免を実施する予定はありません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

回答【住民課】

当面は現行の減免基準により実施していきたいと考えております。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

回答【住民課】

当面は現行の減免基準により実施していきたいと考えております。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

回答【住民課】

資格証明書の発行はしていません。

18歳年度末までの子どもについては、全員に保険証を交付しています。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

回答【住民課】

給付の制限は行っておりません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

回答【住民課】

納税相談等により、納付計画に従って納付されている世帯については、正規の保険証を交付しています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

回答【住民課】

現年度分については、生活実態を無視した保険税の徴収や差押えなどは実施していません。

無保険者の調査は困難であると考えております。

- ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

回答【住民課】

一部負担金の減免については、国の基準による実施に向けて検討しております。

5. 障がい者(児)施策の充実について

- ★①障がい者(児)の医療・福祉サービスの自己負担、利用料、給食費・食費・光熱水費などの実費負担を市町村独自に減免してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

回答【福祉児童課】

国の基準に従い実施します。

イ. 障がい児入所・通園施設利用料、居宅介護・行動援助など福祉サービス利用料、補装具を無料にしてください。

回答【福祉児童課】

国の基準に従い実施します。

ウ. 市町村が行う地域生活支援事業を無料にしてください。特に、移動支援・福祉ホーム利用料を無料にしてください。

回答【福祉児童課】

平成22年度から町民税非課税世帯については、利用者負担をなくしました。

エ. 施設利用者の食費・光熱水費の自己負担をなくしてください。

回答【福祉児童課】

国の基準に従い実施します。

- ②実態に合わない障害者程度区分認定を基準としたサービス利用時間の支給制限を撤廃してください。移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額し、移動支援は必要時間を支給してください。

回答【福祉児童課】

障害程度区分に基づく支給決定については、国の基準に従い実施します。また、地域生活支援事業の予算については、ニーズを的確に把握し予算化します。

- ③第3期障害福祉計画の策定にあたって、数値目標・サービス見込み量の検討段階においても幅広く意見をもとめ、障害者本人・家族・事業者の意見を反映したものにしてください。また、ホームヘルパー増員、グループホーム・ケアホームの増設などをはかり、選択できる基盤整備をすすめるものとしてください。

回答【福祉児童課】

第3期障害福祉計画の策定にあたっては、策定委員会に障害者本人及び保護者、事業者を委員として参加を求めています。また、選択できる基盤整備のため事業所へ働きかけを行います。

- ④国・県に準じて障害者政策委員会を設置してください。

回答【福祉児童課】

今後、研究させていただきたいと思います。

⑤障害者差別禁止条例を制定してください。

回答【福祉児童課】

今後、研究させていただきたいと思います。

6. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、医療機関で行う個別方式・保健センターなどで行う集団方式をともに実施してください。

回答【住民課・介護健康課】

特定健診については、医師会管内市町で一部負担金1,000円と決められています。

がん検診については、個別方式、集団方式のどちらも実施しております。このうち、女性特有がん検診については、節目年齢の方を対象に無料で受診できるようにしています。また、歯周疾患検診についても、節目年齢の方を対象に無料で受診できるようにしています。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

回答【介護健康課】

40歳未満の方を対象にして、さわやか検診、骨検診、子宮がん検診を実施しております。住民税非課税世帯と生活保護世帯の方は無料ですが、それ以外の方は、自己負担が必要となります。

7. 予防接種について

★①ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV(子宮頸がんワクチン)の任意予防接種を無料で受けられるようにしてください。

回答【介護健康課】

現在、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がんの各ワクチンを接種しております。住民税非課税世帯と生活保護世帯の方は無料ですが、それ以外の方は、自己負担が必要となります。

②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

回答【介護健康課】

現在、高齢者用肺炎球菌ワクチンを接種された75歳以上(心臓等に一定の障害をお持ちの方などは60歳以上)の方を対象に4,000円の費用助成を行っております。水痘、流行性耳下腺炎につきましては、厚生労働省において定期接種化に向け有効性の検討が進められているところです。今後は、国の検討状況、近隣市町村の動向等を踏まえて検討していきたいと考えております。

8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

回答【福祉児童課】

福祉事務所と連携し、適切に対応します。

②自家用車の所有を理由に画一的に申請を認めない取り扱いを行わないでください。

回答【福祉児童課】

福祉事務所と連携し、適切に対応します。

③就労支援や生活指導を個別にしていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

回答【福祉児童課】

現在は、正職員が対応しています。今後も、継続します。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①消えている年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく、全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

回答【住民課】

現在、国による検討がなされているところであり、様子を見守りたいと考えております。

②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。

回答【住民課】

国によって、新たな後期高齢者医療制度の検討がされていますので、様子を見守りたいと考えております。

国民健康保険については、都道府県単位化を検討していただきたいと考えております。また、国庫負担の増額については、要望しております。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。安心して介護サービスが受けられるように介護報酬を改善してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

回答【介護健康課】

機会があれば要望していきたいと考えています。

④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

回答【住民課】

医療費無料制度については要望しております。

国庫負担金についても、補助率引上げを要望しております。

⑤消費税率の引き上げは行わないでください。

回答【政策調整課】

消費税の引き上げについては、民主党政権誕生の時点で4年間引き上げることはないが税制全体の中で考えなければいけないとの見解があり、前菅内閣では消費税を含む税制の根本改革に関する協議を超党派で開始するとなりました。

人口減少・少子高齢化が進む中、社会保障は増大するばかりであり、その財源を安定的にどの

ようにして確保するかが課題であり財政の健全化と併せ税制の見直しは必要と思っています。

⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

回答【介護健康課】

地域医療の中核となる病院の必要性は考えています。要望事項のとおり県へ伝えていきたいと考えています。

⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。

回答【福祉児童課】

後段について、国の指針に従い対応しています。

⑧ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。不活化ポリオワクチン導入を早急に行ってください。

回答【介護健康課】

国における任意接種の定期化・不活化ポリオワクチン導入に関する検討の推移を見ながら、機会をとらえて要望したいと考えています。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

回答【住民課】

医療制度全般の将来的な安定運営を図るため、少子高齢者社会の急速な進展などの社会情勢を考慮し、県としての判断をしたものと考えており、本町として意見書を提出することは考えておりません。

②後期高齢者医療対象者のうち、住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

回答【住民課】

機会があれば要望したいと考えております。

③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

回答【住民課】

広域連合から要望書を提出しております。

④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。

回答【住民課】

要望しております。

⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。

回答【住民課】

機会があれば要望したいと考えております。

⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

回答【住民課】

精神障害者保健福祉手帳1級又は2級所持者に対し、一般疾病も対象にした医療費助成を今年1月から実施しております。

⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

回答【福祉児童課】

平成22年度から障がい福祉サービス、補装具及び地域生活支援事業について、町民税非課税世帯の利用者負担を無くしています。

⑧厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

回答【介護健康課】

近隣市町村と協議していきたいと考えております。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

回答【住民課】

機会があれば要望書を提出したいと考えております。

②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

回答【住民課】

各広域連合独自の減免制度にするのではなく、国の責任において全国一律の措置として定められるべきものであると考えております。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

回答【住民課】

発行しておりません。

④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けるとともに、懇談会を公開してください。

回答【住民課】

次期委員の選考方法等については、広域連合の判断を尊重したいと考えております。

以上